

## (仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例の検討について

聴覚障害、視覚障害、知的障害、発達障害など、個々の特性によって、多様なコミュニケーション方法があります。

区では、一人ひとりにあったコミュニケーション手段を充実することにより、誰もが暮らしやすい共生社会を目指し、「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」の制定に向け検討します。

### 1 検討体制

学識経験者、障害者等およびその家族、障害福祉サービス事業者、教育関係者、就労関係者等により構成される「練馬区障害者地域自立支援協議会」の専門部会として、「(仮称)意思疎通条例検討部会」を設置し、条例に盛り込むべき内容や関連事業について検討を行います。

### 2 今後のスケジュール(予定)

<令和3年度>

- 団体ヒアリングの実施（令和3年4月～5月実施）
- 障害者地域自立支援協議会での検討
- 条例素案の作成
- パブリックコメントの実施

<令和4年度>

- 第二回練馬区議会定例会に条例案の提出